

岩手沿岸南部広域環境組合財政調整基金条例

平成18年 5月29日 条例第23号

(趣旨)

第1条 災害復旧、緊急に実施する建設事業、地方債の繰り上げ償還、その他必要止むを得ない理由により生じた経費、翌年度以降の財政の健全な運営に資する財源及び歳入欠陥を埋めるための財源に充当するため、岩手沿岸南部広域環境組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は50万円以上とし、組合会計歳入歳出予算において定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、組合会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替え運用)

第5条 管理者は、資金管理及び財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (2) 災害復旧事業、緊急に大規模な建設事業を施行するための当該財源に充てるとき。

(3) 地方債の繰上げ償還の財源に充てるとき。

(4) その他財政上の理由により、管理者が特に必要と認めるとき。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。